

# お知らせ

**区役所 (地域力推進室、区民部、福祉部、保健部)**  
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上る ☎371-7101

**工業統計調査を実施します**  
この調査は、製造業を営む事業所を対象として、12月31日現在のわが国の工業の実態を明らかにするために行うもので、その結果は国や地方自治体の産業振興計画などの基礎資料とするほか一般にも広く利用されています。  
12月中旬から来年1月にかけて調査員が伺いますので、調査票へのご記入をお願いします。  
☎ 地域力推進室統計担当 (☎371-7164)  
市総合企画局情報化推進室情報統計担当 (☎222-3216)

## 税

**固定資産税・都市計画税第3期分の納期限は1月5日です**  
納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。  
☎ 〈課税内容〉  
土地家屋…固定資産税課 (☎371-7197)  
償却資産…市資産税課 (☎213-5214)  
〈納付相談〉  
土地家屋…納税課 (☎371-7199)  
償却資産…市納税推進課 (☎213-5468)  
〈口座振替〉  
市納税推進課 (☎213-5466)

## 福祉

**重度障害のある方に対して、手当・給付金を支給しています**

### マークの説明



区民一般



女性



高齢の方



障がいのある方



乳幼児



外国籍市民

- ・特別障害者手当 日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者 (月額26,000円)
- ・障害児福祉手当 日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅及び入院中の重度障害児 (月額14,140円)
- ・外国籍市民重度障害者特別給付金 旧国民年金法の国籍条項により、障害基礎年金を受給することができない重度障害を有する本市在住の外国籍市民 (月額41,300円)

※いずれも原則年間4回に分けて支払。所得状況によっては、支給が制限される場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。  
☎ 支援課支援第二係 (☎371-7217)

**〈国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険〉**  
保険料の納付額は、確定申告及び年末調整の際に、所得金額から控除されます

平成26年中に、ご自身や生計を一にする配偶者その他の親族の方の国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金(※)及び介護保険の保険料を納付されると、その金額は所得税や住民税の社会保険料控除として所得金額から差し引くことができます(特別徴収(年金からの引落し)の場合は、徴収されたご本人が納付されたこととなります)。  
納め忘れがないか、今一度ご確認ください。

☎ 〈国民健康保険、後期高齢者医療制度〉  
保険年金課資格担当 (☎371-7252)  
〈介護保険〉  
福祉介護課介護保険担当 (☎371-7228)  
(※)国民年金に関するお問い合わせは、下京年金事務所 (☎351-8955)までお願いします。

**〈国民健康保険、後期高齢者医療制度〉**

**保険料の納付は口座振替が便利です**  
口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。お申込みは、領収書または納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者

番号と徴収番号)の分かるもの、預(貯)金通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口へ。

国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードがあれば、ハンコがなくても、保険年金課窓口にて申込みができます。

※特別徴収により納付されている方で、口座振替への変更をご希望の場合は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。

☎ 保険年金課資格担当 (☎371-7252)

**〈国民健康保険〉**  
**70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額について**

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、これまでの3区分から5区分に細分化されます。新しい区分の詳細については、保険年金課までお問い合わせいただくか、既にお送りしている国保ガイドをご覧ください。

また、現在、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方については、12月中に新しい区分の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当 (☎371-7254)

**保険料を滞納していると…**

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別の事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産の差押えを行うことがあります。

今月は、夜間開庁日を設けております。普段はお仕事などでお越しになれない方も、この機会にぜひ相談にお越しください。夜間の開庁日時については、保険年金課までお問い合わせください。

☎ 保険年金課徴収推進担当 (☎371-7253)

## 相談

(無料、秘密厳守)

場所 いずれも  
区役所1階相談室

### ◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分～3時45分  
定員 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布)  
相談時間 1人20分程度  
☎ 地域力推進室まちづくり推進担当 (☎371-7170)

### ◆行政書士による困りごと相談

日時 1月8日(木) 午後2時～4時  
☎ 京都府行政書士会第5支部 (☎351-1200)  
地域力推進室総務・防災担当 (☎371-7163)

### ◆司法書士による登記・法律相談

日時 1月9日(金) 午後1時15分～3時45分  
定員 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで)  
☎ 京都司法書士会 (☎255-2566)  
地域力推進室総務・防災担当 (☎371-7163)

### ◆行政相談委員による行政相談

日時 12月22日(月) 午後1時30分～3時  
☎ 総務省京都行政評価事務所 (☎802-1140)  
地域力推進室まちづくり推進担当 (☎371-7170)

## イベント・講座

### 梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

※〈いずれも費用は無料、申込み不要〉

### ◆ウォーキング教室

日時 1月14日(水)  
午前9時30分～(午前9時受付)

内容 いろいろなエクササイズを楽しもう!

集合場所 梅小路公園 芝生広場

### ◆ミニプレイパーク

日時 1月9日(金)午前10時～11時30分

内容 自然素材を使ってものづくりをしよう!

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場、芝生広場

### ◆プレイパーク

日時 12月27日(土)、1月10日(土)

午前10時～午後3時

内容 「遊びのリーダー」と一緒にみんなで遊ぼう!

場所 梅小路公園 すざくゆめ広場、芝生広場

### ◆緑の相談

日時 毎週水曜日・土曜日

午前10時～正午、午後1時～4時

(12月28日～1月4日は休み)

内容 草花や樹木の育て方など、「緑」についての様々な疑問に専門家が为您解答します。

場所 梅小路公園 緑の館2階

### 下京青少年活動センター(ユースサービス下京)

☎314-5636 Fax 314-5640  
Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

### ◆自習室あります

利用予約のっていない部屋を自習室として提供します。詳しくはお問い合わせください。

日時 月曜日～土曜日:午前10時～午後9時

日曜日・祝日:午前10時～午後6時

※水曜日・年末年始を除く

対象 市内に在住または通学・通勤先のある中

費用 無料 申込み 不要

### 下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

### ◆お楽しみ会

日時 12月20日(土)午前11時～

内容 凧(たこ)づくり(工作)

費用 無料 申込み 不要

### ◆テーマ別図書の展示と貸出し

12月 「クリスマス」「人権月間」

1月 「冬の旅」「干支[未]」

### ◆特別展示(エレベーター前ホール)

12月 「クリスマス」

1月 「冬の写真展」

### 移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 1月5日(月)午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

### 下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎341-1730

### ◆「歌ごえ広場」へのお誘い

一緒に歌って元気に!歌うのが苦手な方もお気軽にお越しください。

日時 毎月第2木曜日(※)

午前10時30分～11時30分

(※)1月は変則で29日に実施

場所 センター集會室

対象 市内在住の方

費用 無料 申込み 不要

### ◆「パソコン講座～入門編～」のご案内

電源の入れ方・切り方などパソコンを使うために必要な初歩的な操作を学びます。※パソコンは用意します。ご持参いただく必要はありません。

日時 1月20日(火)、1月27日(火)

午後1時30分～3時30分

※2日とも参加可能な方に限る

場所 センター3階会議室

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 15名 費用 1,000円(2日分)

申込み 1月8日(木)午前9時30分に受付。定員を超えた場合は抽選。参加費を添えてお申し込みください(電話・FAX・代理申し込み不可)。